

## 延長給付を検討されている方へ

※申請時には請求書の注意事項・必要書類等を必ずご確認ください。

- ◆ 延長給付の受給を検討されている方は、必ず事前に勤務先所属所へ連絡・相談を行ってください。  
当初から当該育児休業に係る子が1歳を超える間について育児休業を取得している者が延長分を請求しようとする場合は、事前に勤務先所属所に対し、子が1歳を迎えるまでに復職の意思があることについて相談等を行う必要があります。(勤務先に事前相談等がなかったためトラブルとなっているケースが見受けられます。)
- ◆ 請求書等の審査により受給要件に該当していることが確認できた方のみが延長給付の対象となり、必ずしも全ての方が対象となるわけではありませんので、お電話等の問い合わせのみで受給の可否をお答えすることはできません。  
また、問い合わせいただいた時点において育児休業未取得若しくは保育所入所申込を行っていない等にもかかわらず、延長給付を受給するにはどうしたら良いかといった相談にも応じることはできませんのでご了承ください。なお、「市区町村役場から『育児休業手当金の延長給付が可能』と案内された」という問い合わせをいただくことがあります。請求書等の審査により支給可否を判断するため、延長給付を希望される場合は請求書等を提出してください。
- ◆ 延長給付の新規申請後は、毎月、市区町村が発行した不承諾通知書等（以下「不承諾通知書等」という。）を提出して下さい。  
発行方法や依頼方法についてはご自身で市区町村役場にお尋ねください。  
不承諾通知書等の提出がない場合は不承諾の事実が確認できないため給付金の支給ができません。  
※不承諾通知書等が発行されない場合は、「保育所入所不承諾確認書（市町村証明）」に、市区町村役場において証明を受けたものを提出してください。市区町村において「保育所入所不承諾確認書（市町村証明）」への証明が受けられない場合は「保育所入所不承諾確認書（所属所長証明）」を使用してください。
- ◆ 不承諾通知書等と支給対象月の取扱いは以下のとおりです。
  - ①不承諾通知書等に保育所に入所できない期間の「自」と「至」（ひと月内に限る）が記載されている場合は「当該月に保育所に入所できなかった」として審査を行い、当該月分の延長給付の手続きを行います。
  - ②不承諾通知書等に保育所に入所できない期間の明確な記載がない場合は「保留通知書が発行された日付まで入所できていない」として審査を行い、前月分の延長給付の手続きを行います。

<具体例>

不承諾通知書等の記載例	支給対象となる月
通知書内に「令和5年4月1日から令和5年4月30日まで入所不承諾である」と記載されている	当該月分
通知書内に明確な不承諾期間の記載がなく、月初から月途中の日付で不承諾通知書等が発行されている (具体例：令和5年4月16日発行の不承諾通知書の場合、令和5年3月分の不承諾通知書と読み替えます)	前月分 (具体例：令和5年3月分)
通知書内に明確な不承諾期間の記載がなく、月末付で不承諾通知書等が発行されている (具体例：令和5年4月30日発行の不承諾通知書の場合、令和5年4月分の不承諾通知書と読み替えます)	通知書発行月分 (具体例：令和5年4月分)

この取扱いは①育児休業手当金が月単位の給付であること（日割不可）②年度内で万が一空きが生じた場合に急遽入所が認められる可能性があることに起因しています。